

国立国会図書館 調査及び立法考査局

Research and Legislative Reference Bureau
National Diet Library

論題 Title	アメリカの教育バウチャー拡大と障害のある子どもの権利保障
他言語論題 Title in other language	School Vouchers for Students with Disabilities in the United States: Private School Choice and the IDEA
著者 / 所属 Author(s)	ローラー ミカ (Lawler, Mika) / 国立国会図書館調査及び立法考査局主幹 文教科学技術調査室
雑誌名 Journal	レファレンス (The Reference)
編集 Editor	国立国会図書館 調査及び立法考査局
発行 Publisher	国立国会図書館
通号 Number	814
刊行日 Issue Date	2018-11-20
ページ Pages	27-47
ISSN	0034-2912
本文の言語 Language	日本語 (Japanese)
摘要 Abstract	アメリカでは障害のある子どもの私立学校就学を支援する教育バウチャーが増加し、私学で学ぶ障害のある子どもの権利保障に関心が向けられるようになった。この経緯、現状及び課題を考察する。

* 掲載論文等は、調査及び立法考査局内において、国政審議に係る有用性、記述の中立性、客観性及び正確性、論旨の明晰（めいせき）性等の観点からの審査を経たものです。

* 意見にわたる部分は、筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

アメリカの教育バウチャー拡大と障害のある子どもの権利保障

国立国会図書館 調査及び立法考査局
主幹 文教科学技術調査室 ローラー ミカ

目 次

はじめに

I 障害児教育の発展と連邦法 IDEA

- 1 IDEA の沿革と現状
- 2 FAPE の原則と 2017 年連邦最高裁判所判決
- 3 その他の連邦法—公民権法—

II バウチャーの拡大と障害児教育

- 1 バウチャーの導入と憲法訴訟
- 2 障害のある子どもへの事業の拡大
- 3 障害のある子どもを対象とするバウチャー増加の背景

III 私立学校選択の類型と FAPE との関係

- 1 親の自主的な選択による FAPE の喪失
- 2 州・学区による選択
- 3 公立学校が FAPE を提供していなかった場合

IV バウチャーによる私立学校での障害児教育

- 1 代表的なバウチャーの枠組みと特徴
- 2 教育の実態—ウィスコンシン州の場合—
- 3 バウチャー導入の効果—不十分なエビデンス—

V 私立学校における権利保障をめぐる課題

- 1 連邦会計検査院の調査—選択のための情報の不足—
- 2 州法による保護拡大の可能性
- 3 州のバウチャー事業への連邦介入の是非（事例）

おわりに

キーワード：バウチャー、私立学校、学校選択、就学支援、障害のある子ども、障害児教育、特別支援教育、IDEA、障害のあるアメリカ人法、リハビリテーション法 504 条

要 旨

- ① アメリカの各州は、連邦の「障害のある個人に対する教育に関する法律」(Individuals with Disabilities Education Act: IDEA)による資金援助を受け、同法の規定を踏まえて、それぞれ独自の制度のもとに障害児教育を実施している。IDEAにより、「無償かつ適切な公教育」(Free Appropriate Public Education: FAPE)が公立学校に通う障害のある全ての子どもに保障されている。
- ② 教育バウチャー(以下「バウチャー」という。)とは、親に授業料に充てることのできる給付金を州などが交付し、私立学校を選択する機会を与える制度である。低所得世帯の子どもにも私立学校に通う機会を与えるために導入されることが多かったが、近年、資格要件を所得ではなく「障害のある子ども」とするバウチャーが増加しており、現在、各州のバウチャー事業の半数は、障害のある子どものための制度である。なお、所得を要件とするバウチャーについても、障害を理由に差別することは認められていない。
- ③ バウチャーを利用するなどして、障害のある子どもを公立学校ではなく私立学校に就学させることを親が自主的に選択した場合、IDEAによるFAPEの保障は失われる。私立学校に就学する障害のある子どもが学区から受けられることができる支援内容は非常に限定的なものである。また、私立学校には、個別教育計画(Individualized Education Program: IEP)の策定やそれに基づく特別支援教育を実施する義務はない。ウィスコンシン州のバウチャー事業参加校の実態調査では、参加校の大部分は通常の私立学校であり、特別支援教育の対象者を明確にしている学校はほとんどなく、大半の学校では、障害のある子どもは通常授業を受け、勉強が遅れている他の子どもと同様の扱いで補習や個別指導を提供されていた。
- ④ 障害のある子どもの教育ニーズは非常に多様であり、バウチャーを利用した親の多くが満足しているとも報じられるように、私立学校という選択肢により恩恵を受ける子どもは存在する。しかしながら、私立学校では必ずしも特別な支援は行われておらず、連邦会計検査院の調査報告書が指摘するとおり、公立学校であれば保障される連邦法上の権利を失うことについて親は十分な情報を持っていない。予算を削られることになる公立学校での障害児教育への影響も懸念されているが、バウチャーの政策としての是非を議論するためのエビデンスは不十分である。

はじめに

教育バウチャー（以下「バウチャー」という。）とは、学齢期の子どもを持つ親に授業料に充てることができる給付金を州などが交付し、私立学校を選択する機会を与える制度である。通学区域外の公立学校も選択可能である場合もある⁽¹⁾。バウチャーの理論は、経済学者ミルトン・フリードマン（Milton Friedman）の教育の自由市場モデル⁽²⁾に由来するとされる。フリードマンが提唱したバウチャーは、所得などに関係なく全ての子どもが対象となりうるものであり、ユニバーサル・バウチャーとも称される。

日本では、第1次安倍晋三内閣時の平成18（2006）年10月に発足した教育再生会議⁽³⁾において、このバウチャーの考え方を取り入れた学校選択制度が検討の俎上（そじょう）に上っていたことがある⁽⁴⁾。当時の会議資料においては、アメリカのいくつかの州で実際に導入されている制度について、フリードマンが提唱したユニバーサル・バウチャーではなく、「低所得家庭の子供が私立学校に通う」機会を与えるために行われていることが紹介されている⁽⁵⁾。

2010年代以降、アメリカでは、バウチャー導入の拡大傾向が強まっている。その特徴は、資格要件を、所得ではなく「障害のある子ども」とし、彼らに私立学校に就学する機会を与えるためのバウチャーの増加である。現在、各州で導入されているバウチャー事業の半数は、この障害のある子どものための制度である。なお、低所得家庭を対象とするバウチャー事業においても、所得要件を満たす子どもが障害を理由に排除されることは認められない。こうして、障害のある子どもがバウチャーを利用して私立学校で学ぶ機会が拡大したことから、私立学校に就学する障害のある子どもの権利保障に関心が向けられるようになってきている。2016年及び2017年には、連邦議会からの要請でこの問題を調査した連邦会計検査院（U.S. Government Accountability Office）による報告書も公表されている⁽⁶⁾。

本稿では、まず、アメリカの障害児教育を大きく変えた連邦法「障害のある個人に対する教育に関する法律」（Individuals with Disabilities Education Act: IDEA（20 U.S.C. §§ 1400 et seq.））の概要、バウチャー、特に障害のある子どものためのバウチャー増加の経緯、バウチャー等により自主的に私立学校に就学した場合に、公立学校であればIDEAにより全ての障害のある子どもが享

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2018年9月20日である。

(1) Lauren Morando Rhim and Eileen Ahearn, “Educating Students with Disabilities in the School Choice Context,” Robert A. Fox and Nina K. Buchanan, eds., *The Wiley Handbook of School Choice*, Wiley-Blackwell, 2017, p.482.

(2) Milton Friedman, “The Role of Government in Education,” Robert A. Solo, *Economics and the Public Interest*, New Brunswick, N.J.: Rutgers University Press, 1955, pp.123-144.

(3) 「教育再生会議の設置について」（平成18年10月10日閣議決定）首相官邸ホームページ <<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouiku/konkyo.html>>

(4) 「教育再生会議合同分科会 議事要旨」2007.11.1. 同上 <<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouiku/goudoubunka/dai1/1gijiyousi.pdf>>

(5) 「教育バウチャーの在り方関連資料」（教育再生会議合同分科会資料 3-2）2007.11.1. 同上 <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouiku/goudoubunka/dai1/siryousi_2.pdf>

(6) U.S. Government Accountability Office, *School Choice: Private School Choice Programs are Growing and Can Complicate Providing Certain Federally Funded Services to Eligible Students*, Report to Congressional Requesters, GAO-16-712, August 2016. <<https://www.gao.gov/assets/680/678994.pdf>>; *idem*, *Private School Choice: Federal Actions Needed to Ensure Parents are Notified About Changes in Rights for Students with Disabilities*, Report to Congressional Requesters, GAO-18-94, November 2017. <<https://www.gao.gov/assets/690/688444.pdf>>

受する無償の適切な教育と手続の保障が失われることを説明する。その上で、障害のある子どもとの関係で代表的なバウチャーの仕組みと現状を紹介し、最後に課題として、連邦会計検査院の調査でも指摘された私立学校を選択する際の情報不足の問題、バウチャーで私立学校に通う障害のある子どもに対する州法による保護拡大の可能性、連邦が州のバウチャー事業に介入することの是非が問われた事案を取り上げる。

なお、日本の私立学校については、特別支援学校が14校、特別支援学級は27学級存在する⁽⁷⁾。また、通常学級にも、特別な配慮や支援を必要とする子どもが就学しており、在籍状況や支援体制について研究者による実態調査が実施されている⁽⁸⁾。

I 障害児教育の発展と連邦法 IDEA

連邦国家であるアメリカにおいて教育は州の責任事項であり、原則として連邦は教育に関する権限を有していない⁽⁹⁾。しかし、現在では、連邦の教育への関与は拡大しており、こうした連邦の関与は、しばしば各州等が連邦補助金を受給するために従うことが求められる条件という形をとって行われている⁽¹⁰⁾。ただし、公立学校の経費における連邦の負担割合は1割に満たない⁽¹¹⁾。

障害のある子どもの教育についても同様である。今日、各州は、連邦法 IDEA による資金援助を受け、同法の規定を踏まえて、それぞれ独自の制度のもとに障害児教育を実施している。

1 IDEA の沿革と現状

1970年代に入ると、障害のある子どもが公立学校において教育を受けることを権利として認める、連邦及び州裁判所の下級審での判決が相次ぐようになった⁽¹²⁾。1975年に連邦議会に報告された連邦保健教育福祉省教育局（Office of Education, U.S. Department of Health, Education and

(7) 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「第2部 データ編」『特別支援教育資料 平成29年度』2018.6. <http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2018/06/27/1406445_002.pdf>

(8) 高橋智「幼小中高一貫した特別支援教育システム開発の実証的研究：私立学校を事例に」（科学研究費助成事業研究成果報告書）2015.6.16. 科学研究費助成事業データベース <<https://kaken.nii.ac.jp/ja/file/KAKENHI-PROJECT-24330260/24330260seika.pdf>>

(9) 合衆国憲法第10修正

(10) 合衆国憲法第1編第8節（連邦議会の一般福祉のための歳出権限） Michael Imber et al., *Education Law*, 5th ed., New York: Routledge, 2014, p.292.

(11) 教育行政は、連邦、州及び学区（School District. 州の下で公立の初等中等教育制度を担当するために設置された地方政府（特別地区）。多くの学区は、カウンティ等の一般の地方政府とは別に学校税の課税権限を認められている。）の3つのレベルで行われる。公立学校経費の負担割合（2014-2015学年度）は、連邦8.5%、州46.6%、学区45.0%であった。“Table 235.20. Revenues for public elementary and secondary schools, by source of funds and state or jurisdiction: 2014-15,” *Digest of Education Statistics*. National Center for Education Statistics Website <https://nces.ed.gov/programs/digest/d17/tables/dt17_235.20.asp?current=yes> 特別支援教育に限った負担割合の公の統計は見当たらないが、シンクタンクの調査（1999-2000学年度）では、連邦9%、州45%、学区46%とされている。Clare McCann, *Federal Funding for Students with Disabilities: The Evolution of Federal Special Education Finance in the United States*, New America Education Policy Brief, 2014, pp.12-13. ERIC Website <<https://files.eric.ed.gov/fulltext/ED556326.pdf>>

(12) Nancy Lee Jones, “The Individuals with Disabilities Education Act: Congressional Intent,” *CRS Report for Congress*, May 19, 1995, pp.3-4. 中でも、*Pennsylvania Association for Retarded Children (PARC) v. Commonwealth of Pennsylvania*, 334 F.Supp.1257 (E.D.Pa.1971), 343 F.Supp.279 (E.D.Pa.1972); *Mills v. Board of Education of the District of Columbia*, 348 F. Supp.866 (D.D.C. 1972) 等が法案に影響を与えたとされる。

Welfare. 連邦教育省 (U.S. Department of Education) の前身) の統計は、当時、アメリカ全土で、障害のある子どものうち 175 万人には何らの教育も提供されていなかったこと、また、250 万人が不十分な教育しか受けていなかったことを示している⁽¹³⁾。こうした状況を受けた連邦議会において審議が進められ、1975 年、IDEA の前身である「全障害児教育法」(Education for All Handicapped Children Act of 1975, P.L.94-142) が成立した。この連邦法の制定により、「無償かつ適切な公教育」(Free Appropriate Public Education: FAPE) が障害のある全ての子どもに保障されることになり、アメリカの障害児教育の大きな転機となった。制定以来、数次の改正を経ているが、基本原則については変わっていない。1990 年の改正 (P.L.101-476) で名称が変更され、IDEA となった。本稿中では、改題以前を含め、この法律を IDEA と称する。

連邦教育省の統計によると、2015-2016 学年度現在、3~21 歳までの IDEA の適用を受ける子どもの数は、約 670 万人、公立学校在籍者数に占める割合は 13.2% であった⁽¹⁴⁾。障害種別⁽¹⁵⁾は、多い順に、ディスレクシア (読み書き障害) 等の特異的学習障害 (34.4%)、言語障害 (20.0%)、その他の健康障害 (13.6%)、自閉症 (9.2%)、発達の遅れ (6.5%)、知的障害 (6.4%)、情緒障害 (5.2%)、重複障害 (2.0%)、聴覚障害 (1.1%)、肢体不自由 (Orthopedic Impairment: 整形外科的障害) (0.7%) となっており、更に、外傷性脳損傷、視覚障害、盲ろうがいずれも 0.5% 未満であった⁽¹⁶⁾。「発達の遅れ」は、州によって異なるが、6~9 歳までのみに用いられる種別であり、確定診断がつく年齢になると、「発達の遅れ」は減少し、特異的学習障害が大きな割合を占めるようになる。また、注意欠陥・多動性障害 (ADHD) を含む種別である「その他の健康障害」も増加する⁽¹⁷⁾。

学齢期の 6~21 歳までの IDEA 対象者について、94.8% が通常学校 (自主的に私立学校に就学している者は含まない。) に通っており、62.5% が 1 日の大半 (80% 以上) を通常学校の通常学級で過ごしている。自主的に私立通常学校に通っているものは 1.4% とされている。公立、私立を合わせた特別支援学校就学者は 2.9% である⁽¹⁸⁾。

2 FAPE の原則と 2017 年連邦最高裁判所判決

(1) FAPE の原則

IDEA 以前にも障害児教育のための連邦補助金は存在していたが⁽¹⁹⁾、IDEA の特徴は、先に述

(13) 94th Congress, 1st Session, Senate, Report No. 94-168, June 2, 1975, p.8. ERIC Website <<https://files.eric.ed.gov/fulltext/ED112561.pdf>>

(14) Joel McFarland et al., *The Condition of Education 2018*, NCES 2018-144, U.S. Department of Education, 2018, p.xxiv. National Center for Education Statistics Website <<https://nces.ed.gov/pubs2018/2018144.pdf>>

(15) 20 U.S.C. § 1401(3)(A)(i); 20 U.S.C. § 1401(3)(B)(i); 34 C.F.R. § 300.8.

(16) “Table 204.30. Children 3 to 21 years old served under Individuals with Disabilities Education Act (IDEA), Part B, by type of disability: Selected years, 1976-77 through 2015-16,” *Digest of Education Statistics*. National Center for Education Statistics Website <https://nces.ed.gov/programs/digest/d17/tables/dt17_204.30.asp?current=yes>

(17) 棟方哲弥ほか「諸外国における発達障害等の早期発見・早期支援の取り組み—米国、英国、フィンランドを中心に—」『国立特別支援教育総合研究所研究紀要』37 巻, 2010.3, p.24. <https://www.nise.go.jp/cms/resources/content/398/a-37_01_2.pdf>

(18) “Table 204.60. Percentage distribution of students 6 to 21 years old served under Individuals with Disabilities Education Act (IDEA), Part B, by educational environment and type of disability: Selected years, fall 1989 through fall 2015,” *Digest of Education Statistics*. National Center for Education Statistics Website <https://nces.ed.gov/programs/digest/d17/tables/dt17_204.60.asp?current=yes>

(19) 1965 年に成立した「初等中等教育法」(Elementary and Secondary Education Act of 1965, P.L.89-10) 等による連邦からの補助金が存在した。History: *Twenty-Five Years of Progress in Educating Children with Disabilities through IDEA*, Archived, July 19, 2007. ERIC Website <<https://files.eric.ed.gov/fulltext/ED556111.pdf>>

べたように補助金の受給と紐付けて、無償で適切な公教育を障害のある全ての子どもに保障するという FAPE を義務付けたことにある。FAPE の原則は、IDEA の中で、次のように具体化されている。

- ① 3～21 歳までの障害のある全ての子どもに FAPE が提供されること⁽²⁰⁾。
- ② 障害のある子どもを発見し (child find)、障害の有無、特別支援教育の必要性が決定されること。これには親の同意が必要である。また、私立学校に通う子どもも「子どもの発見」の対象である⁽²¹⁾。
- ③ 特別支援教育と関連の便宜 (service) の提供のため、障害のある個々の子どもに個別教育計画 (Individualized Education Program: IEP) が策定され、履行されること⁽²²⁾。
- ④ 最も制約の少ない環境 (Least Restrictive Environment: LRE)、つまり、可能な限り通常学級で教育が行われること⁽²³⁾。
- ⑤ 手続の保障。例えば、障害・特別支援教育の認定や FAPE の保障に不服のある親又は学区に申立ての手続 (デュー・プロセス・ヒアリング) が保障されること⁽²⁴⁾。懲戒等の措置は障害のある子どもに対してもとられるが、手続が特別に定められている。なお、停学中の子どもにも FAPE は保障されなくてはならない⁽²⁵⁾。

(2) FAPE に関する 2017 年連邦最高裁判所判決

上述の (1) ③について、IDEA には、IEP が FAPE を充足していると言えるための基準が具体的に示されておらず、IEP によって提供されるべき教育のレベルが論点となっている。これについて、1982 年 6 月 28 日、連邦最高裁判所は、通常学級において平均以上の成績をおさめていた障害のある子どもに関する訴えを扱った *Board of Education of the Hendrick Hudson Central School District v. Rowley* (以下「Rowley 判決」という。)⁽²⁶⁾において、提供される特別支援教育と関連の便宜は、子どもが教育上の利益を獲得できるものでなければならず、IEP は、子どもが合格点を取り、次の学年に進級できることが可能となるように合理的に考慮されていなくてはならないこと、しかし、子どもの潜在能力を最大限に引き出す (maximize) ものであることは要しないことを判示した。

Rowley 判決を受けて、その後の下級審の解釈は分かれており⁽²⁷⁾、IEP は有意な教育上の利益を提供しなくてはならないとするものがある一方、無意味でない程度 (merely more than *de minimis*) で足りるとする判決も出されてきた。この点について、2017 年 3 月 22 日、*Andrew F. v. Douglas County School District RE-1* (以下「*Andrew* 判決」という。)⁽²⁸⁾において、連邦最高裁判所は、後者の

⁽²⁰⁾ 20 U.S.C. § 1412(a)(1)(A). 対象となる教育段階は中等教育 (高校) までである。20 U.S.C. § 1401(9)(C).

⁽²¹⁾ 20 U.S.C. § 1412(a)(3); 20 U.S.C. §§ 1414(a), (b). 第三章第 1 節参照。

⁽²²⁾ 20 U.S.C. § 1414(d). 関連の便宜とは、例えば、交通手段、言語療法、手話通訳、作業・理学療法、カウンセリングなど、障害のある子どもが特別支援教育を享受することを手助けするものとされている。20 U.S.C. § 1401(26); 34 C.F.R. § 300.34.

⁽²³⁾ 20 U.S.C. § 1412(a)(5).

⁽²⁴⁾ 20 U.S.C. § 1415(f).

⁽²⁵⁾ 20 U.S.C. § 1415(k); 20 U.S.C. § 1412(a)(1)(A).

⁽²⁶⁾ 458 U.S. 176 (1982).

⁽²⁷⁾ Nancy Lee Jones and Carol J. Toland, “The Individuals with Disabilities Education Act (IDEA): Supreme Court Decisions,” *CRS Report for Congress*, January 11, 2010, p.3.

⁽²⁸⁾ 580 U.S. ___ (2017).

立場をとった連邦第 10 巡回区控訴裁判所の判決⁽²⁹⁾を覆し、子どもに「その状況に照らし適切な進歩」を可能にするよう合理的に考慮された IEP が与えられなくてはならないこと、学年レベルに到達することを目標とすることが合理的でない場合にそれを目指す必要はないが、「ゴールは異なるが、全ての子どもは困難な目標を達成する機会を与えられなくてはならない」として、FAPE を満たすためにより厳しい基準が課されることを明確にした（公立学校が適切な教育を行っていなかったとして、自閉症の子どもが私立学校に転学し、費用の償還 (reimbursement) を求めた事案。第Ⅲ章第 3 節参照）。

3 その他の連邦法—公民権法—

(1) リハビリテーション法 504 条と障害のあるアメリカ人法 (ADA)

1960 年代に成立した公民権法 (Civil Rights Act of 1964, P.L.88-352) は、人種等による差別を禁ずるものであったが、この差別禁止を求める動きは、やがて障害者差別廃止法の制定へとつながっていった。1973 年成立の「リハビリテーション法第 504 条」(以下「504 条」という。)(Section 504 of the Rehabilitation Act of 1973, 29 U.S.C. § 794) は、連邦の財政援助を受ける事業における障害者差別を禁止し、1990 年制定の「障害のあるアメリカ人法」(Americans with Disabilities Act of 1990: ADA (42 U.S.C. §§ 12101 et seq.)) は、第 2 編で州政府・地方政府による差別を禁止⁽³⁰⁾、第 3 編で私立学校を含む公共施設 (Public Accommodation. 宗教系の学校は除く。)⁽³¹⁾での差別を禁止している。これらは、障害による差別を禁じる公民権法であり、その対象とする範囲は広く、障害のある子どもの教育の保障にもかかわっている⁽³²⁾。

(2) 私立学校における 504 条と ADA の内容

本稿では詳細には立ち入らないが、以下の表 1 に、私立学校における 504 条の規則と ADA 第 3 編の規定・解釈をまとめた。表中にあるとおり、504 条と ADA の下で、私立学校は、障害のある子どものために、IEP の策定やそれに基づく特別支援教育を提供することは不要であるが、「軽微な調整」により適切な教育を提供できる場合に障害のある子どもを排除してはならず、また、教育内容の本質的な変更とならない範囲で「合理的変更」を行うことなどとされている。

(29) 798 F.3d 1329 (10th Cir. 2015).

(30) 42 U.S.C. §§ 12131-12134.

(31) 42 U.S.C. § 12181(7)(J); 28 C.F.R. § 36.102(e).

(32) これらの法律では、障害のある子どもの定義が IDEA とは異なっている。IDEA が前述したような障害種別に該当し、かつ教育上の利益を受けるために特別支援教育を必要とする子どもとしている (20 U.S.C § 1401(3)(A)) のに対し、504 条と ADA では、障害種別ではなく機能的な定義となっており、特別支援教育を必要とする子どもにも限定されていない (29 U.S.C. §§ 705(9)(B), (20)(B); 42 U.S.C. § 12102)。504 条の規則 (34 C.F.R. § 104.33) は、公立学校は FAPE を提供しなくてはならないことを定めるが、504 条の FAPE の内容は、IDEA と異なり、「普通教育」又は特別支援教育 (及び関連の便宜提供) を実施することとされる。IDEA に該当する子どもは、結果的に、504 条又は ADA によっても保護されるが、学校は、IDEA の IEP を履行すれば、504 条の FAPE も満たしたことになる (34 C.F.R. § 104.33(b)(2))。なお、IDEA の対象とならず 504 条又は ADA のみの保護を受ける子どもの数は、IDEA に認定される子どもの数よりはるかに少ないと見られている。U.S. Department of Education, Office for Civil Rights, *Parent and Educator Resource Guide to Section 504 in Public Elementary and Secondary Schools*, December 2016, p.42. <<https://www2.ed.gov/about/offices/list/ocr/docs/504-resource-guide-201612.pdf>>; Perry A. Zirkel and John M. Weathers, “Section 504-Only Students: National Incidence Data,” *Journal of Disability Policy Studies*, Vol.26 No.3, 2015.12 (published online on August 7, 2014), pp.4, 6. Academia Website <http://www.academia.edu/29418375/Section_504-Only_Students_National_Incidence_Data>

なお、アメリカの私立学校は宗教系の学校が多く、私立学校に通う子どもの75%以上が宗教系の学校に就学している(2015年現在)⁽³³⁾。宗教系の私立学校が連邦資金を受給していない場合には、504条、ADAいずれの対象にもならないことに留意が必要である。

アメリカの障害児教育の根幹を支えている連邦法はIDEAであり、本稿もIDEAによる障害のある子どもの権利保障に焦点を当てているが、第V章第3節において、ADAに基づき連邦が州のバウチャー事業に介入した事例を取り上げる。

表1 私立学校における504条とADA

504条	ADA第3編
<p>504条は、連邦からの財政援助を受けている事業、活動に適用される規定(29 U.S.C. § 794)であり、私立学校(宗教系の学校も含む。)の場合、低所得世帯の多い学校のための連邦補助金や連邦の学校給食事業を受け入れている場合などがこれに当たる^(注1)。</p> <p>504条の私立学校に関する規則は、軽微な調整(minor adjustments)により適切な教育を提供できる際に障害のある子どもを排除してはならない、また、経費増によって正当化される場合を除き、障害のない子どもより多くの費用を徴収してはならないとする(34 C.F.R. §§ 104.39(a), (b))。学校の提供する活動の中で、軽微な調整により適切な教育を提供できる際に障害のある子どもを排除してはならないが、特別なニーズを満たす教育を提供していない学校が、そのような教育を提供することは要請されていない^(注2)。504条は、学校に教育水準を下げることを要請しておらず、私立学校は、学校の教育方針に沿った入学基準を設定することができる^(注3)。</p>	<p>非宗教系の私立学校は、ADA第3編(42 U.S.C. §§ 12182(a), (b)(2)(A))の「公共施設(public accommodation)」に該当し(42 U.S.C. § 12181(7)(J); 28 C.F.R. § 36.102 (e))、障害に基づく差別をすることを禁じられる。障害のある子どもを排除するような学校活動への参加要件は、それがその活動提供のために必要な場合を除き、課してはならない。学校活動内容の本質的な変更にならず、過剰な負担でない限り、必要な補助器具及び便益(auxiliary aids and services)を提供しなければならない。学校活動内容の本質的な変更とならない場合には、障害のある子どもが活動にアクセスできるように、方針、運用、手続について必要な合理的変更(reasonable modifications)を行わなければならない(28 C.F.R. §§ 36.303, 36.309)^(注4)。建築等における障壁は、容易に除去できる場合、除去しなくてはならない^(注5)。</p>

(注1) *Hunt v. St. Peter School*, 963 F. Supp. 843 (W.D. Mo 1997) (連邦法「初等中等教育法」(Elementary and Secondary Education Act of 1965 (20 U.S.C. §§ 6301 et seq.))の第1編補助金、連邦の学校昼食事業(42 U.S.C. §§ 1751 et seq.)、学校朝食事業(42 U.S.C. § 1773)を受けていた宗教系私立学校に504条が適用された事例)。Wendy F. Hensel, “Vouchers for Students with Disabilities: The Future of Special Education?” *Journal of Law & Education*, Vol.39 No.3, July 2010, pp.319-320.

(注2) Wendy F. Hensel, “The Limits of Federal Disability Law: State Educational Voucher Programs,” *Journal of Law & Education*, Vol.44 No.2, Spring 2015, p.210.

(注3) *ibid.*, p.209; *St. Johnsbury Academy v. D.H.*, 240 F.3d 163 (2d Cir. 2001).

(注4) Maurice Watson et al., *Americans with Disabilities Act and Independent Schools*, National Association of Independent Schools, 2011, pp.12-17. NAIS Website <https://www.nais.org/Articles/Documents/ADA_Pub_2011Final.pdf>

(注5) *ibid.*, pp.3-4.

(出典) 筆者作成。

(33) “Table 205.20. Enrollment and percentage distribution of students enrolled in private elementary and secondary schools, by school orientation and grade level: Selected years, fall 1995 through fall 2015,” *Digest of Education Statistics*. National Center for Education Statistics Website <https://nces.ed.gov/programs/digest/d16/tables/dt16_205.20.asp>

Ⅱ バウチャーの拡大と障害児教育

1 バウチャーの導入と憲法訴訟

(1) バウチャーの導入

現在につながるアメリカにおける私立学校選択⁽³⁴⁾のためのバウチャー導入の動きは、1990年代に始まったものである⁽³⁵⁾。当時、中産階級の白人が郊外に移り住んだ後の、都市中心部の公立学校の教育レベルの低迷が社会問題、政治問題となっていた。この都市の貧困層の子どもの教育問題に対処するものとして、バウチャーを推進する動きが現れた⁽³⁶⁾。1990年、全米で初めて、バウチャーを制度化する州法案がウィスコンシン州で成立、ミルウォーキー市でバウチャーが導入された。これに、オハイオ州(クリーブランド市)、フロリダ州などが続いた。フロリダ州は、1999年に、障害のある子どもに限定したバウチャーを全米で初めて導入した⁽³⁷⁾。

(2) 憲法訴訟

前述のとおり、アメリカの私立学校には宗教系の学校が多い。そこで、バウチャーが、宗教系の私立学校に使われることが、合衆国憲法第1修正の政教分離原則(Establishment Clause: 国教樹立禁止条項)、あるいは各州憲法の該当条項に反するのではないかとする訴訟が各地で行われてきた⁽³⁸⁾。

合衆国憲法における政教分離原則との関係については、2002年6月27日、オハイオ州クリーブランド市のバウチャー事業に関する連邦最高裁判所判決 *Zelman v. Simmons-Harris* (以下「*Zelman* 判決」という。)⁽³⁹⁾は、同事業は、劣悪な公立学校に通う貧しい子どもへの教育支援という正当で世俗的な目的を有しており、①事業は宗教について中立であり、②バウチャーを受給するのは親であって、親が選択して宗教系学校へ振り向けるにすぎず、親には純粹に世俗的な選択肢も与えられているとして、連邦第6巡回区控訴裁判所の判断⁽⁴⁰⁾を覆し、この事業を合憲

(34) 通学区の公立学校以外を親が選択できる「学校選択」は、他の公立学校を選択できる場合と私立学校を選択できる場合に分けられる。公立学校選択には、①学区内の他校、学区外の学校を選択できる制度、②州・学区等との契約に基づき設置された、学校の裁量度の高い公立学校であるチャーター・スクールへの就学、③(①の特別な場合として)特別なカリキュラムを持つマグネット・スクールへの就学などがある。これに対し、私立学校選択については、本稿で取り上げるバウチャー以外に、教育貯蓄口座(Education Savings Account: ESA)がある。2011年にアリゾナ州で導入され、フロリダ州、ミシシッピ州、テネシー州でも実施されている。バウチャー同様に障害や所得額等を資格要件とし、私立学校就学を選択した場合に、貯蓄口座を通して州資金を受給できる。学校の授業料に充てるバウチャーと異なり、用途は教育関係であれば比較的広い。また、税制上の措置として、被扶養者にかかる授業料その他の教育費の税額控除(Individual Tax Credit / Deduction)も行われている。なお、私立学校就学者を対象とする奨学金給付団体に寄付をした場合に受けることのできる奨学金税額控除(Scholarship Tax Credit)もある。Rebecca R. Skinner, "Overview of Public and Private School Choice Options," *In Focus*, August 23, 2017.

(35) バーモント州(1869年導入)、メイン州(1873年導入)等のTown Tuitioning(行政区内に公立学校がない子どもを対象とした私立学校授業料のための公費支出)は19世紀から行われている。National Conference of State Legislatures, "School Voucher Laws: State-by-State Comparison (January 2014)." <<http://www.ncsl.org/documents/educ/StateByStateVoucherComparison.pdf>>

(36) Guilbert C. Hentschke, "A Brief and Future History of School Choice," Fox and Buchanan, eds., *op.cit.*(1), p.33.

(37) 後掲表2参照。

(38) John F. Witte, "An Introduction to Educational Vouchers," Fox and Buchanan, eds., *op.cit.*(1), pp.283-285.

(39) 536 U.S. 639 (2002).

(40) 234 F.3d 945 (6th Cir. 2000).

とした。

この *Zelman* 判決以降は、合衆国憲法との関係よりも、州憲法に対する違憲性を問う訴訟に焦点が移っている。各州憲法の規定は様々である。大部分の州憲法は、政教分離を規定しているが、多くの州の規定ぶりは、連邦の国教樹立禁止条項よりも厳格なものである⁽⁴¹⁾。

また、政教分離ではなく、州憲法の教育条項との関係も問題となる。2006年、フロリダ州最高裁判所⁽⁴²⁾は、当時導入されていた成績不振校に通う子どもを対象としたバウチャー事業 (Florida Opportunity Scholarship Program) について、州の公立学校の基準に従う必要のない私立学校に資金提供し、公立学校の資金を減少させていると指摘し、州憲法の統一的で無償の公立学校機構 (a uniform system of free public schools) の規定に反し、違憲とした。10以上の州の憲法に類似の規定 (Uniformity Clause : 統一条項) が設けられている⁽⁴³⁾。

2 障害のある子どもへの事業の拡大

当初、各州におけるバウチャー導入の進捗はゆっくりとしたものであった⁽⁴⁴⁾。しかし、2010年代に入って、バウチャー事業の拡大傾向が強まっている。連邦会計検査院の調査によると、2016-2017学年度、全米12州とワシントンD.C. で合計23のバウチャー事業が実施されていた。ワシントンD.C. の事業 (Opportunity Scholarship Program) のみが連邦資金によるもの、それ以外は、各州の事業である⁽⁴⁵⁾。

バウチャーを受給するための資格要件としては、子どもに障害があることとするのが12事業、所得額が10事業 (所得に加え、障害、成績不振校在籍等の追加要件を課す事業を含む。)、成績不振校在籍が1事業となっている。なお、2018年に入り、フロリダ州で、いじめ被害者を対象とするバウチャー事業を創設する法案が成立している (表2参照)。

当初、都市の低所得地域の子どもの私立学校選択のために始まったバウチャー事業であるが、障害のある子どもに選択の機会を提供するために導入される場合が増え、また、所得等を資格要件とするバウチャーにおいても、要件を満たす子どもが障害を理由に排除されることは認められない⁽⁴⁶⁾。こうして、障害のある子どもがバウチャーを利用して私立学校で学ぶ機会が拡大している⁽⁴⁷⁾。

(41) Emily Parker, "Constitutional Obligations for Public Education," *50-State Review*, March 2016, pp.5-22. ERIC Website <<https://files.eric.ed.gov/fulltext/ED564952.pdf>>

(42) *Bush v. Holmes*, 919 So.2d 392 (Fla. 2006).

(43) Parker, *op.cit.*(41)

(44) 2000年時点で3事業、2005年は5事業、2010年には9事業が運営されていた。U.S. Government Accountability Office (2016), *op.cit.*(6), p.12.

(45) U.S. Government Accountability Office (2017), *op.cit.*(6), pp.39-42.

(46) Rhim and Ahearn, *op.cit.*(1), pp.482-483. 第V章第3節参照。

(47) 所得制限について、現在は低所得層だけでなく中間所得層も対象とする事業もある。Emma Brown and Mandy McLaren, "Indiana's voucher system offers hint of school policy in the era of Trump," *Washington Post*, December 27, 2016, p.A.1. 全米初のバウチャー事業であるウィスコンシン州 (ミルウォーキー市) の事業についても、近年、所得要件が緩和されている (2011年の法改正により、世帯所得の上限が連邦貧困水準 (Federal Poverty Level) の175%から300%に引き上げられた)。Christa Pugh, *Private School Choice Programs*, Informational Paper 25, Wisconsin Legislative Fiscal Bureau, 2017, pp.1-2. <https://docs.legis.wisconsin.gov/misc/lfb/informational_papers/january_2017/0025_private_school_choice_programs_informational_paper_25.pdf>

表2 バウチャーの導入状況 (2016-2017 学年度)

州名	事業名	法案 成立年	参加 児童生徒数 (人)	事業 参加校数 (校)	主な受給要件
アーカンソー	Succeed Scholarship Program	2015	59	27	障害
ワシントン D.C.	Opportunity Scholarship Program	2004	1,154	46	所得
フロリダ	John M. McKay Scholarships for Students with Disabilities Program	1999	31,499	1,780	障害
	【参考】 Hope Scholarship Program	2018	-	-	いじめ被害者
ジョージア	Special Needs Scholarship Program	2007	4,185	293	障害
インディアナ	Choice Scholarship Program	2011	34,299	313	所得 + 障害等
ルイジアナ	Louisiana Scholarship Program	2008	7,110	129	所得+成績不振校在籍等
	School Choice Program for Certain Students with Exceptionalities	2010	372	23	障害
メリーランド	Broadening Options and Opportunities for Students Today (BOOST) Program	2016	2,405	151	所得
ミシシッピ	Dyslexia Therapy Scholarship for Students with Dyslexia Program	2012	165	5	障害
	Nate Rogers Scholarship for Students with Disabilities Program	2013	0	1	障害
ノースカロライナ	Opportunity Scholarship Program	2013	5,624	437	所得
	Special Education Scholarships for Children with Disabilities	2013	828	238	障害
オハイオ	Autism Scholarship Program	2003	3,325	285	障害
	Cleveland Scholarship Program	1995	8,088	40	所得
	Educational Choice Scholarship Program (EdChoice)	2005	22,892	450	成績不振校在籍
	Educational Choice Scholarship Expansion Program (EdChoice)	2013	7,840	450	所得
	Jon Peterson Special Needs Scholarship Program	2011	4,635	302	障害
オクラホマ	Lindsey Nicole Henry Scholarship Program for Children with Disabilities	2010	542	56	障害
ユタ	Carson Smith Special Needs Scholarship Program	2005	905	49	障害
ウィスコンシン	Milwaukee Parental Choice Program	1990	27,982	121	所得
	Racine Parental Choice Program	2011	2,531	19	所得
	Special Needs Scholarship Program	2015	205	26	障害
	Wisconsin Parental Choice Program	2013	3,057	121	所得

(注) 2018年に法案が成立したフロリダ州のいじめ被害者対象の Hope Scholarship Program を【参考】として記載した。

(出典) U.S. Government Accountability Office, *Private School Choice: Federal Actions Needed to Ensure Parents are Notified About Changes in Rights for Students with Disabilities*, Report to Congressional Requesters, GAO-18-94, November 2017, pp.39-42. <<https://www.gao.gov/assets/690/688444.pdf>>; *The ABCs of School Choice: The Comprehensive Guide to Every Private School Choice Program in America*, 2018 ed., EdChoice, 2018. ERIC Website <<https://files.eric.ed.gov/fulltext/ED581413.pdf>> 等を基に筆者作成。

3 障害のある子どもを対象とするバウチャー増加の背景

近年、各州でバウチャー導入が進捗した背景には、従来バウチャー支持の傾向が強い共和党知事や同党が優位に立つ州議会の存在が指摘されている。一方、反対しているのは、民主党の支持母体でもあるアメリカ教員組合（American Federation of Teachers）等の教員組合、全米学区教育委員会協議会（National School Boards Association）などの公立学校関係団体等である⁽⁴⁸⁾。バウチャーをめぐるのは、推進者と反対者の間で妥協の余地がない対立状況が続いており、中絶の権利や銃を持つ権利のような類の論争であるとも評されている⁽⁴⁹⁾。

なお、連邦レベルでは、共和党のトランプ（Donald J. Trump）大統領が、バウチャー推進論者であるデボス（Elisabeth Prince DeVos）氏を連邦教育長官に就任させ、選挙公約であるバウチャーを進めようとしている。しかし、連邦議会では、民主党の反対のみならず、自党からも、連邦の役割ではなく地方に委ねるべき等として十分な支持を得られていない⁽⁵⁰⁾。

それにしても、なぜ、障害のある子ども対象のバウチャーの導入が増加しているのか。これについては、バウチャー推進派が将来のユニバーサル・バウチャー導入への布石として、まずは対象を限定して、反対の少ない部分⁽⁵¹⁾から導入を進めているという見方がある。バウチャーが宗教系学校に使用されることに価値を置く関係者の支持、財政的なメリットから私学経営者の支持もあるという⁽⁵²⁾。

こうした動きが進むにつれ、障害者関係の団体の中には、バウチャーの導入に反対あるいは懸念を表明するものも出てきている⁽⁵³⁾。また、実際にバウチャーを利用して私立学校を選択した障害のある子どもの親については、その多くが満足しているという指摘がある一方、公立学校では特別なニーズが満たされないと判断したため転校したが、期待とは違っていたという事例も報じられている⁽⁵⁴⁾。

(48) 支持・不支持の背景には教育への市場原理導入の是非をめぐる理念的な立場の違いがあると見られている。郊外に支持層を持ち財政保守的である共和党が、都市の貧困対策でもある、財政支出を伴うバウチャーを支持しているのは「皮肉」であるという指摘もある。Witte, *op.cit.*(38), pp.282-283; Kevin Carey, “Dismal Results from Vouchers Surprise Researchers,” *New York Times*, February 24, 2017, p.A.20.

(49) Wendy F. Hensel, “Vouchers for Students with Disabilities: The Future of Special Education?” *Journal of Law & Education*, Vol.39 No.3, July 2010, p.294.

(50) Laura Meckler, “The education of Betsy DeVos: Why her school choice agenda has all but died?” *Washington Post*, September 5, 2018, p.A.12.

(51) 有権者を対象とした民間機関の調査によると、2018年1月現在、学校選択（全般）を支持すると回答した者は63%、バウチャー（全般）を支持するとした者は47%であったのに対し、障害のある子どものためのバウチャー等を支持するとした者は83%であった。Alyson Klein, “Trump Has Hurt Support for School Choice, But It Remains Popular, Survey Finds,” *Politics K-12*, May 4, 2018. Education Week’s blogs; Beck Research, “Memorandum: Re: Fourth Annual School Choice Survey Research Results,” January 18, 2018. American Federation for Children Website <<https://www.federationforchildren.org/wp-content/uploads/2018/01/1-18-18-AFC-2018-National-School-Choice-Release-Memo.pdf>>

(52) Hensel, *op.cit.*(49), pp.295-298.

(53) Wendy F. Hensel, “Recent Developments in Voucher Programs for Students with Disabilities,” *Loyola Law Review*, Vol. 59, 2013, pp.351-352. SSRN Website <<https://ssrn.com/abstract=2334507>>; Selene Almazan and Denise Stile Marshall, *School Vouchers and Students with Disabilities: Examining Impact in the Name of Choice*, Council of Parent Attorneys and Advocates, Inc., 2016, pp.14-18. COPAA Website <https://cdn.ymaws.com/www.copaa.org/resource/resmgr/docs/Policy_Docs/COPAA_Voucher_paper_final_R6.pdf>

(54) Hensel, *ibid.*, p.353; Christina A. Samuels, “Parents See Benefits in Spec. Ed. Vouchers, But No Silver Bullet,” *Education Week*, Vol.36 No.25, March 22, 2017, pp.1, 22-23.

Ⅲ 私立学校選択の類型と FAPE との関係

IDEA の下での障害のある子どもの私立学校への就学は、3つの類型に分けて考えることができる。まず、①親が自主的に私立学校を選択する場合であり、バウチャーを利用して就学する子どももこれに含まれる。この他に、②私立学校がその子どもに最適であると学区（IEP チーム⁽⁵⁵⁾）が決定した場合、③公立学校が適切な教育を提供していなかったため、親が適切な教育を提供する私立学校に転校させる場合がある。

1 親の自主的な選択による FAPE の喪失

障害のある子どもの親が自主的に、公立学校ではなく私立学校に就学させることを選択した場合に、FAPE、手続に関する権利を始めとする IDEA による保障はなくなる⁽⁵⁶⁾。この場合、学区により、私立学校に就学する障害のある子どもに特別支援教育と関連の便宜が提供されるが、この内容は非常に限定的なものである。前出の「子どもの発見」（第 I 章第 2 節）と「公平な便宜提供」（equitable services）がこれに当たる。

「子どもの発見」は、障害のある可能性のある子どもを発見し、IDEA の下で特別支援教育が必要な子どもであるかを評価するプロセスである。この対象には、私立学校に在籍する子どもも含まれる。また、実施するには、親の同意が必要とされている⁽⁵⁷⁾。学区は、「子どもの発見」を進めるに当たり、私立学校の代表及び私立学校に在籍する障害のある子どもの親の代表者と協議することとされているが、具体的な方法としては、例えば私立学校の広報誌にチラシを挟むなどの親への啓発・周知活動を通して行うことが想定されている⁽⁵⁸⁾。

また、学区は、私立学校に通う障害のある子どもへ「公平な便宜提供」を実施する⁽⁵⁹⁾。この資金は、学区に配分される IDEA 補助金の中から障害のある子どもの人数に比例して配分されるが、第 I 章で触れたとおり、連邦補助金の額は限られており、「公平な便宜提供」は通常限定的にならざるをえない。IDEA には提供すべき内容は規定されておらず、学区には広い裁量権がある。私立学校在籍の障害のある個々の子どもに特別支援教育や関連の便宜の提供を受ける権利があるわけではなく⁽⁶⁰⁾、学区は、例えば、低学年の子どもの言語療法に限るなど、一部の子どもに限定して提供することも可能である。連邦会計検査院の調査によれば、言語療法の提供が最も一般的で、場所は私立学校内において、公立学校教員又は契約した事業者により実施されていた⁽⁶¹⁾。学校外へ通う必要がある場合には、学区は交通手段を提供しなければならない⁽⁶²⁾。

公立学校に就学した場合と、親の選択で私立学校に就学した場合の IDEA の下での主な相違点を表 3 にまとめた。

(55) 障害のある子どもの親、通常学級教員、特別支援教員、行政当局者等から構成される。20 U.S.C. § 1414(d)(1)(B).

(56) 20 U.S.C. § 1412(a)(10)(A); 20 U.S.C. § 1412(a)(10)(C)(i); 34 C.F.R. § 300.137(a); 34 C.F.R. § 300.140 (a).

(57) 20 U.S.C. § 1412(a)(3); 20 U.S.C. § 1412(a)(10)(A)(ii); 20 U.S.C. § 1414(a)(1)(D).

(58) U.S. Department of Education, Office of Innovation and Improvement, Office of Non-Public Education, *The Individuals with Disabilities Education Act: Provisions Related to Children With Disabilities Enrolled by Their Parents in Private Schools*, March 2011, p.7. <<https://www2.ed.gov/admins/lead/spced/privateschools/idea.pdf>>

(59) 20 U.S.C. § 1412(a)(10)(A); 34 C.F.R. §§ 300.130-300.144.

(60) 34 C.F.R. § 300.137(a).

(61) U.S. Government Accountability Office (2016), *op.cit.*(6), pp.31-32.

(62) 34 C.F.R. § 300.139.

表3 IDEAにおける公立学校と私立学校の主な相違点

項目	公立学校	私立学校（親の選択による場合）
FAPE	FAPEが保障され、IEPに基づく特別支援教育と関連の便宜が無償で提供される。 20 U.S.C. § 1412(a)(1)(A).	FAPEは保障されない。学区により、「公平な便宜提供」（無償）が行われる。 20 U.S.C. § 1412(a)(10)(C)(i); 34 C.F.R. § 300.137(a); 20 U.S.C. § 1412(a)(10)(A); 34 C.F.R. §§ 300.130-300.144.
LRE	最も制約の少ない環境（可能な限り通常学級）での教育が行われる。 20 U.S.C. § 1412(a)(5).	規制されない。
教員資格	IDEAに資格要件が規定されている。 20 U.S.C. § 1412(a)(14)(C); 34 C.F.R. § 300.156(c).	規制されない。 (34 C.F.R. § 300.138(a); 旧 34 C.F.R. § 300.18(h))
手続保障	認定、FAPEの提供、懲戒等に関し、不服を申し立てる手続（デュープロセス・ヒアリング等）等が保障される。 20 U.S.C. § 1415.	学区が「子どもの発見」を適切に行わなかった場合を除き、手続は保障されない。 34 C.F.R. § 300.140 (a).

（出典）U.S. Government Accountability Office, *Private School Choice: Federal Actions Needed to Ensure Parents are Notified About Changes in Rights for Students with Disabilities*, Report to Congressional Requesters, GAO-18-94, November 2017, pp.8-9. <<https://www.gao.gov/assets/690/688444.pdf>> 等を基に筆者作成。

2 州・学区による選択

IDEAの下での適切な特別支援教育と関連の便宜を提供するために、子どもが学区の公立学校にではなく、私立学校に就学するのが望ましいとIEPを策定するIEPチームが判断した場合である。州・学区による選択であり、公立学校に就学した場合と同じ権利が保障され、基準を満たす私立学校において、IEPに従い、子どもにはFAPEが提供される。親の費用負担はなく、寄宿学校へ就学する際には、非医療的ケア、寄宿費用を含め無償である。州、学区はIDEAに則った教育が提供されるよう監視を行う⁽⁶³⁾。

3 公立学校がFAPEを提供していなかった場合

公立学校が障害のある子どもに適切な教育を提供しなかった場合、親は、適切な教育を提供する私立学校に転校させる権利を持つ。これは、裁判・ヒアリングにおいて、公立学校がその子どもにFAPEを提供していないと認められた場合に、転校先の私立学校費用の償還が命じられる制度である⁽⁶⁴⁾。裁判所等が、公立学校で提示されたIEPよりも当該私立学校への就学が適切であると認めることが必要であり、FAPEを充足したと言えるIEPの要件（第I章第2節）が問題になる。また、転校先の私立学校が子どものニーズに適切に対処していない場合には、償還が認められない場合もある⁽⁶⁵⁾。

親にとっても、学区にとってもこの手続に係る負担は軽くはない。前述のEndrew判決は、小学校4年まで公立学校に通っていた自閉症の子どもの事案である。2010年、両親は学区から提案された5年時のIEPを、不十分な従来のIEPと変わるところがないとして拒否し、子ども

⁽⁶³⁾ 20 U.S.C. § 1412(a)(10)(B); 34 C.F.R. §§ 300.104, 300.146, 300.147; Susan Jacob et al., *Ethics and Law for School Psychologists*, 7th ed., Wiley, 2016, p.106.

⁽⁶⁴⁾ 20 U.S.C. §§ 1412(a)(10)(C)(ii), (iii), (iv).

⁽⁶⁵⁾ Nancy Lee Jones, “The Individuals with Disabilities Education Act (IDEA): Private Schools,” *CRS Report for Congress*, March 10, 2011, pp.3-5.

を自閉症児の教育を専門とする私立学校に入学させた。そして、私立学校費用の償還をデュープロセス・ヒアリングにおいて求めたが、認められず、コロラド地区連邦地方裁判所に訴えた。しかし、同裁判所がヒアリングの決定を支持したため、連邦第 10 巡回区控訴裁判所に上訴（棄却）、さらに連邦最高裁判所に上訴した。2017 年 3 月、同裁判所は控訴審判決を覆し、下級審に差し戻した⁽⁶⁶⁾。2018 年 2 月、コロラド地区連邦地方裁判所は、年間 7 万ドル以上とされる私立学校授業料、訴訟費用等の費用の支払を学区に命じた。その後、和解が成立し、学区から 132 万ドルが支払われたが、解決までに長い歳月を要した⁽⁶⁷⁾。

IV バウチャーによる私立学校での障害児教育

1 代表的なバウチャーの枠組みと特徴

各州のバウチャーは、受給対象となる資格要件、バウチャーの額（多寡や授業料に不足する分を親が自己負担するか等）、バウチャー事業参加校に課されるアカウントビリティ（説明責任）などにおいて様々である。参加校にアカウントビリティを課すことは、私立学校に対する過度の規制となる懸念もある一方、公立学校と同様の州統一学力テストによる学力についてのアカウントビリティや運営・財政面でのアカウントビリティの必要性が指摘されている⁽⁶⁸⁾。

なお、IDEA が要請する以上の内容を州が設定していることもある（第 V 章第 2 節も参照）。例えば、オハイオ州のバウチャー事業（Autism Scholarship Program）では、IEP 策定が義務付けられている。

以下では、障害のある子どもとの関係で特色のある 3 事業を紹介する。最初の 2 例は障害のある子どもを対象を限定した事業、3 つ目は、所得の低い世帯対象の事業（障害のある子どもも対象になる。）である。

(1) John M. McKay Scholarships for Students with Disabilities Program（フロリダ州）

このフロリダ州の事業⁽⁶⁹⁾は、1999 年にパイロット事業として始まった、障害のある子どもを対象を限定した全米で最初のバウチャー事業である。公立学校に通う障害のある子どもに、私立学校に就学するためのバウチャーを提供している⁽⁷⁰⁾。504 条のみにより認定されている（IDEA の対象ではない）子どもも受給できる。また、次年度以降の利用継続が保障されている⁽⁷¹⁾。

バウチャーの金額は、私立学校授業料等と公立学校がその子どものために支出したはずの額

⁽⁶⁶⁾ U.S. Department of Education, *Questions and Answers (Q&A) on U.S. Supreme Court Case Decision Endrew F. v. Douglas County School District Re-1*, December 7, 2017, p.3. <<https://www2.ed.gov/policy/speced/guid/idea/memosdcltrs/qa-endrew-case-12-07-2017.pdf>>

⁽⁶⁷⁾ John Aguilar, “Douglas County Schools must pay the private education costs of student who has autism, judge rules,” *Denver Post*, February 12, 2018. <<https://www.denverpost.com/2018/02/12/douglas-county-schools-private-education-costs/>>; Ann Schimke, “Douglas County district pays \$1.3 million to settle landmark special education case,” *Denver Post*, June 20, 2018 (updated: July 10, 2018). <<https://www.denverpost.com/2018/06/20/douglas-county-district-special-education-case/>>

⁽⁶⁸⁾ Hensel, *op.cit.*(49), pp.327-330. なお、バウチャーと ESA（前掲注34参照）を合わせた 27 事業についての連邦会計検査院の調査（2017 年 1 月現在）によると、バウチャー利用者へのテストの義務付け（18 事業、うち 9 事業は州統一学力テスト受験を義務付けている。）、衛生・安全基準の遵守（25 事業）、教職員の資格要件（19 事業）、財政の健全性の証明（15 事業）等が課されている。U.S. Government Accountability Office (2017), *op.cit.*(6), pp.10-16.

⁽⁶⁹⁾ Fla. Stat. §§ 1002.39, 1002.421.

⁽⁷⁰⁾ 通学区域外の公立学校に就学する選択肢もある。

⁽⁷¹⁾ Office of Independent Education & Parental Choice, “Fact Sheet: McKay Scholarship Program,” September 2017. Florida Department of Education Website <http://www.fldoe.org/core/fileparse.php/5606/urlt/McKay_Aug_2017.pdf>

のいずれか少ない方とされ、不足額は自己負担となる。2016-2017 学年度、IDEA に該当する子どもへの支給額は、平均 8,021 ドル、504 条の子どもについては、平均 4,562 ドルであった⁽⁷²⁾。

事業参加校には、財政の健全性や教員資格、学校安全等に関してアカウンタビリティが課されているが、学力に関する要件は緩く、州統一学力テストの受験は義務付けられていない。学校は、毎年、子どもの進捗を親に報告することとされている。

(2) Autism Scholarship Program (オハイオ州)

2003 年法案成立、2004 年に開始された、対象を自閉症スペクトラム障害の子どもに限定した事業である⁽⁷³⁾。学区によりこの障害であると認定され、学区が策定した IEP を所持する者でなければならない。IEP を取得すれば、私立学校在学中の者にも認められる。利用継続のためには毎年の申請・承認が必要とされるが、人数制限はなく、要件を満たせば認められている⁽⁷⁴⁾。

バウチャーの上限額は年間 27,000 ドルであり、この額を越える部分は自己負担となる。2016-2017 学年度、平均支給額は、22,748 ドルであった⁽⁷⁵⁾。

学区は、FAPE を提供する義務はないが、毎年 IEP の策定・見直しを実施することとされている。私立学校等のプロバイダー（サービス提供機関）は、IEP を履行し、親と学区に、IEP の目標達成に向けた子どもの進捗を定期的に報告する。プロバイダーには、財政の健全性、学校安全、教職員の要件等についてアカウンタビリティが課されている。州統一学力テストの受験は義務付けられていない⁽⁷⁶⁾。

なお、オハイオ州では、2011 年に法案が成立した、IEP を所持する障害のある子どもを対象とする事業（Jon Peterson Special Needs Scholarship Program）⁽⁷⁷⁾ も開始されている。バウチャー利用者に州統一学力テストの受験を義務付けたのが特徴である。

(3) Milwaukee Parental Choice Program (ウィスコンシン州)

この全米で最初のバウチャー事業⁽⁷⁸⁾は、1990 年に法案が成立し、導入された。ミルウォーキー市在住の所得要件（4人世帯の場合で 73,800 ドル以下（2018-2019 学年度））を満たす者が対象であるが、次年度以降は、所得にかかわらず、継続して受給することが可能である。事業参加校は、バウチャー利用定員内の公募期間中の申込者を全て受け入れなくてはならない。定員を超えた場合は、抽選が行われる⁽⁷⁹⁾。また、事業参加校は、高校よりも前の段階では、バウチャー

⁽⁷²⁾ *ibid.*

⁽⁷³⁾ Ohio Rev. Code §§ 3310.41-3310.43.

⁽⁷⁴⁾ “Autism Scholarship Program Fact Sheet,” November 6, 2015. Ohio Department of Education Website <<http://education.ohio.gov/getattachment/Topics/Other-Resources/Scholarships/Autism-Scholarship-Program/Autism-Scholarship-Program-How-to-Apply/ASPFY2016FactSheet.pdf.aspx>>

⁽⁷⁵⁾ *The ABCs of School Choice: The Comprehensive Guide to Every Private School Choice Program in America*, 2018 ed., EdChoice, 2018, p.59. ERIC Website <<https://files.eric.ed.gov/fulltext/ED581413.pdf>>

⁽⁷⁶⁾ “Provider FAQs.” Ohio Department of Education Website <<http://education.ohio.gov/Topics/Other-Resources/Scholarships/Autism-Scholarship-Program/Autism-Scholarship-Program-For-Providers/Provider-FAQs#FAQ917>> 認定私立（chartered non-public）高校の生徒は、各校が卒業要件として州統一学力テスト受験を課している場合は受験しなければならない。

⁽⁷⁷⁾ Ohio Rev. Code §§ 3310.51-3310.64.

⁽⁷⁸⁾ Wis. Stat. §§ 119.23, 119.235.

⁽⁷⁹⁾ “Private School Choice Programs: Frequently Asked Questions for Parents-2018-19 School Year,” pp.2, 5. Wisconsin Department of Public Instruction Website <https://dpi.wi.gov/sites/default/files/imce/sms/Choice/Student_Application_Web_page/PSCP_FAQ_2018-19_Final.pdf>

利用者からバウチャーの額（2017-2018 学年度、高校よりも前の段階が 7,530 ドル、高校が 8,176 ドル⁽⁸⁰⁾）を越えて授業料を徴収してはならない。ただし、高校では、一定所得以上の世帯（4 人世帯で 54,120 ドル超（2018-2019 学年度））からは追加費用の徴収が可能である⁽⁸¹⁾。事業参加校は、バウチャー利用者に州統一学力テスト受験を課さなければならず、また、参加校には、財政の健全性、教員資格、学校安全等に関するアカウントビリティも課されている。宗教系学校は、バウチャー利用の子どもが宗教関係の授業・活動に参加しないことを認めなければならない。

障害のある子どものバウチャー利用については、ウィスコンシン州教育省（Wisconsin Department of Public Instruction）は、事業参加校が入学までの過程で障害のある子どもを差別してはならないこと、一方、入学後の障害のある子どもに対する学校の義務は、軽微な調整で実施できる便宜を提供するにとどまることとしており、親に対しては入学した場合に受けることができる便宜提供について志望校に事前に確認するよう促している⁽⁸²⁾。

2 教育の実態—ウィスコンシン州の場合—

私立学校における障害のある子どもの就学状況の実態を把握することは容易ではないが、これについて、ウィスコンシン州（ミルウォーキー市）のバウチャー事業の調査が実施され、2012 年に分析結果が報告されている。事業参加校の中から抽出した学校への訪問調査とバウチャー利用者（親）への電話調査が行われ、バウチャー利用者に占める障害のある子ども（公立学校であれば特別支援教育の対象となると考えられる子ども）の割合は 7.5～14.6% の範囲にあると推計されている。また、電話調査では、9.8% が学習障害、2.5% が身体障害があると回答した⁽⁸³⁾。

事業参加校のうち、2 校が障害のある子どものみが在籍する学校、他は通常の私立学校である。訪問調査では、特別支援教育の対象者を明確にしている学校はほとんどなく、大半の学校では、障害のある子どもは通常の授業を受け、勉強が遅れている子ども等と同様の扱いで補習や個別指導を受けていることが明らかになった（例えば、数学と読解で学年レベルより遅れている者に、1 日 1 時間の補習など）。大部分の学校は重度の障害のある子どもを支援する体制にはなく、子どもの障害の程度は、大半が中軽度であった。しかし、中には重度の者も在籍していた⁽⁸⁴⁾。

公立と私立の間を転校した子どもに着目すると、私立学校では障害があるとされていない子どもが、公立学校では障害児と認定される傾向が見られた。これについて、この調査の分析では、私立学校にはカウンセラー等がない場合もあり障害が発見されにくいこと、多くの私立学校にとって障害児を認定する意味が乏しく、認定を避ける傾向があること、親の中には認定を望まない者もいることが背景にあることが指摘されている⁽⁸⁵⁾。

なお、この調査報告は、ウィスコンシン州教育省が、州統一学力テストの際に合理的配慮を

⁽⁸⁰⁾ “Milwaukee Parental Choice Program (MPCP): MPCP Facts and Figures for 2017-18 As of October 2017.” Wisconsin Department of Public Instruction Website <https://dpi.wi.gov/sites/default/files/imce/sms/Choice/Data_and_Reports/2017-18/2017-18_MPCP_Facts_and_Figures.pdf>

⁽⁸¹⁾ “Private School Choice Programs: Frequently Asked Questions for Parents-2018-19 School Year,” *op.cit.*(79), p.6.

⁽⁸²⁾ *ibid.*, p.7.

⁽⁸³⁾ Patrick J. Wolf et al., *Special Education and the Milwaukee Parental Choice Program*, SCDP Milwaukee Evaluation Report #35, School Choice Demonstration Project, Department of Education Reform, University of Arkansas, February 2012, pp.13-14. ERIC Website <<https://files.eric.ed.gov/fulltext/ED530070.pdf>>

⁽⁸⁴⁾ *ibid.*, pp.6-8.

⁽⁸⁵⁾ *ibid.*, pp.5-6, 10-12.

与えられた子どもの数に基づき、バウチャー利用者に占める障害のある子どもの割合が1.6%であると公表したことに対し、この数字の根拠に疑義を呈し⁽⁸⁶⁾、少なすぎるのではないかとし、実態調査に基づく分析を提示したものである。この1.6%という数字はウィスコンシン州の事業は障害のある子どもを差別しているという申立てにつながった（第V章第3節）。

3 バウチャー導入の効果—不十分なエビデンス—

教育バウチャーによる私立学校就学の学力への影響に関する調査は各種実施されてきているが、その結果は様々で、調査結果から、明確に効果の有無を確認できる状況にはない⁽⁸⁷⁾。「(バウチャーについて)確固たる手法を用いた、客観的な研究者による研究は1つも見つけない。見いだしたレポートは全て、あからさまな偏見の気味があるか、特定の意図(アジェンダ)を持つ組織から資金提供を受けている。」⁽⁸⁸⁾という2000年代初めの様相は、現在でも大きくは変わっていないように見える。

ただし、州統一学力テストが課されている場合が増えていることから、現在は、この成績を調査し、公立学校との比較等を行うことが、学力面での効果を検証する1つの有効な方法となっている。しかしながら、障害のある子どものバウチャーについては、州統一学力テストの実施が限られていることもあり、学力面の調査はまだ少ない⁽⁸⁹⁾。障害のある子どもに関する調査ではないが、最近の調査研究の例を紹介すれば、ルイジアナ州における調査、インディアナ州における調査、また8事業に関する16の調査のメタ分析等によると、バウチャー利用者の私立学校入学当初1、2年程度の成績は下降するが、それ以降上昇基調となるパターンがしばしば見られることが指摘されている。なお、科目(数学・英語)や調査により、公立学校に在籍していた場合よりも有意に学力が向上したかについての結果は異なる。これらの調査分析結果についてバウチャーの有用性が示されたかを見るか、逆に効果は少ないかを見るのか、研究者の間、また報道メディアの間でも見解が割れている⁽⁹⁰⁾。

障害のある子どものバウチャーによる私立学校就学については、学力テストによって測定される学力向上の有無以外にも、高校卒業・大学進学率、いじめ被害等に関する環境改善、公立学校に残っている障害のある子どもへの影響がどうであるのか等が問題であると指摘されており、こうした点についても調査が進むことが期待されている⁽⁹¹⁾。

V 私立学校における権利保障をめぐる課題

1 連邦会計検査院の調査—選択のための情報の不足—

学校選択は親に重い責任と決定権限を与えるものであり、適切な選択ができるよう、それを

⁽⁸⁶⁾ テストの際に合理的配慮を受けるのはIEP保持者等に限られるが、私立学校在籍者でIEPを保持する者は少ない。*ibid.*, pp.16-17.

⁽⁸⁷⁾ Patrick J. Wolf and Anna J. Egalite, “The Case for School Vouchers,” Fox and Buchanan, eds., *op.cit.*(1), pp.291-294; Christopher Lubienski and T. Jamison Brewer, “The Weak Case for Vouchers,” *ibid.*, pp.307-318.

⁽⁸⁸⁾ Ted Fish, “A Tentative Hope for Vouchers,” *Education Week*, Vol.22 No.9, October 30, 2002, pp.41, 43.

⁽⁸⁹⁾ Hensel, *op.cit.*(53), pp.349-351.

⁽⁹⁰⁾ Patrick J. Wolf et al., “Taking Stock of Private-School Choice,” *Education Next*, Spring 2018, pp.48-49, 52, 58-59. <https://www.educationnext.org/files/ednext_xviii_2_forum.pdf>; “New Evidence on School Vouchers,” *Wall Street Journal*, July 10, 2017, p.A.16; Carey, *op.cit.*(48)

⁽⁹¹⁾ Hensel, *op.cit.*(53), p.354.

支える情報が提供されていることが必要である。しかしながら、連邦会計検査院が行った調査によると、2016-2017 学年度、障害のある子ども対象の学校選択事業（ESA⁽⁹²⁾事業を含む。）の利用者の 80% 以上は、IDEA に規定されている FAPE その他の主要な権利を失うことについて情報が提供されていないか、情報提供はあるもののその内容が不正確な事業に参加していた。また、バウチャー事業参加校から抽出した学校のウェブサイトを検査した結果では、学校ウェブサイト上の障害のある子ども関連の情報は限られており、障害のある子どもを対象を限定した事業の参加校のウェブサイトにおいても情報は少なかった⁽⁹³⁾。

従来連邦教育省は、学校選択のための情報が不十分であるとして州に改善を促してきたが、同省には IDEA に規定のない情報提供の義務を州に課す権限はない。今回の連邦会計検査院の調査報告書は、この点を問題視し、私立学校を選択した場合に連邦法に基づく特別支援教育に関する権利に変更が生じることの親への通知を州に義務付けることを、連邦議会の検討事項として指摘している⁽⁹⁴⁾。

2 州法による保護拡大の可能性

バウチャーを利用する障害のある子どもの権利保護について、連邦法の義務付けの有無の問題とするよりも、むしろ州の立法に期待すべきであるという指摘がある⁽⁹⁵⁾。前節の学校選択のための情報提供についても、適切な選択のために不可欠なものであり、過剰な規制とはならないような形での情報提供を私立学校に課すことは、州レベルで検討されてよいであろう⁽⁹⁶⁾。また、オハイオ州のバウチャー事業では、既に IEP に基づく教育が義務付けられている（第 IV 章第 1 節）。

これに関連して、バウチャー事業に関するものではないが、私立学校に就学する障害のある子どもの権利を拡張した立法を有する州の事例として、ミネソタ州がある⁽⁹⁷⁾。2017 年 6 月、連邦第 8 巡回区控訴裁判所⁽⁹⁸⁾は、自主的に私立学校に就学した障害のある子どもに対し、IDEA では保障していないが、ミネソタ州法⁽⁹⁹⁾では保障しているとして、FAPE の権利とデュープロセス・ヒアリングを認め、学区が FAPE を提供しなければならないとの判断を示している。

3 州のバウチャー事業への連邦介入の是非（事例）

前述したとおり、州政府等は ADA 第 2 編により、便宜提供、事業、活動を行う際に、障害のある個人を差別することが禁じられている。

2011 年 3 月に、ウィスコンシン州教育省が、上述の 1.6% という障害のある子どもの比率を

⁽⁹²⁾ 前掲注³⁴参照。

⁽⁹³⁾ 障害のある子どもを対象を限定した事業の参加校のウェブサイトについて、障害のある子ども又は特別支援教育について言及しているのは 53% 以下、受け入れ可能な障害種別や専門の教員の有無等の情報を提供しているのは 21% 以下であると推算されている。U.S. Government Accountability Office (2017), *op.cit.*(6), pp.21-22, 26.

⁽⁹⁴⁾ *ibid.*, pp.29-31.

⁽⁹⁵⁾ Wendy F. Hensel, “The Limits of Federal Disability Law: State Educational Voucher Programs,” *Journal of Law & Education*, Vol.44 No.2, Spring 2015, pp.228-229; Julie Underwood, “When Federal and State Laws Differ: The Case of Private Schools and the IDEA,” *Phi Delta Kappan*, Vol.99 No.3, November 2017, pp.76-77.

⁽⁹⁶⁾ Hensel, *ibid.*, p.229.

⁽⁹⁷⁾ Underwood, *op.cit.*(95)

⁽⁹⁸⁾ *R.M.M. v. Minneapolis Public Schools*, 861 F.3d 769 (8th Cir. 2017).

⁽⁹⁹⁾ Minn. Stat. § 125A.18.

公表すると、6月、アメリカ自由人権協会（American Civil Liberties Union: ACLU）は、同州のバウチャー事業と参加校が、ADA 第2編に違反して、障害のある子どもをバウチャー利用、入学選考において差別し、入学後も退学をせざるを得ない状況を作り出しているとして連邦司法省（U.S. Department of Justice）に申立てを行った。2013年4月、同省はウィスコンシン州に対し文書で、同州がADA 第2編を遵守するための法的責務として、宗教系学校を含め、事業参加校の障害のある子どもの処遇を監視・監督（monitoring and supervising）しなくてはならないと指摘した。また、州が参加校全てから情報を収集し、親・子ども、その他の人々に学校の障害児教育の内容を周知すること、差別があった場合に州に不服申立てを行う手続を設けることなども要するとした。本件は、ウィスコンシン州に差別行為があったのかについては明確にされないまま、2015年12月、連邦司法省が同州に今回の調査を終結する旨を通知している⁽¹⁰⁰⁾。

本件の連邦司法省の対応については、バウチャー導入に慎重な立場の論者からを含め、同省の権限を超えたものではないかとの疑義が呈されている。バウチャー事業参加校自体にはADA 第2編の適用はなく、州により学校が監視・監督される必要はない。私立学校は子どものニーズを満たす教育を容易に提供できない場合にそれを提供することは要しないのであり⁽¹⁰¹⁾、仮に障害のある子どもの在籍率が低いことがあっても差別が広がっているとは言えない、またそもそも1.6%という数字の根拠が適切ではない。入学過程での差別は禁止されており、州の事業運営に問題は認められない等が理由として挙げられている⁽¹⁰²⁾。さらに、連邦は今回のADA 第2編によるのではなく、ADA 第3編、504条により、差別を行っている学校を直接調査し、必要な措置をとればよい、この場合、ウィスコンシン州のバウチャー事業参加校の多くを占める宗教系の学校⁽¹⁰³⁾には、連邦から資金を受給していなければ、いずれの法律も適用できないが、このような際の連邦の介入を想定していないのが現行法の意図であるとの指摘もなされている⁽¹⁰⁴⁾。

おわりに

1990年代以降のアメリカでは、歴代大統領のいずれもが初等中等教育の改革に意を注いできた。一方、トランプ大統領は、各州の教育政策への連邦の積極的な関与を一学校選択制度を除いてではあるが一是としておらず、この姿勢は、レーガン（Ronald Reagan）大統領以来とも言わ

⁽¹⁰⁰⁾ DJ 169-85-23[Letter from] Educational Opportunities Section, Civil Rights Division, U.S. Department of Justice, April 9, 2013. ACLU Website <https://www.aclu.org/files/assets/04_09_13_letter_to_wisconsin_dpi_0.pdf>; DJ 169-85-23 [Letter from] Educational Opportunities Section, Civil Rights Division, U.S. Department of Justice, December 23, 2015. <https://gallery.mailchimp.com/39c521bbcac5b6d120370b773/files/DOJ_investigation_closing_letter.pdf>; Emma Brown, “Plan would stop probes of disability act at private schools,” *Washington Post*, June 29, 2016, p.A.6.

⁽¹⁰¹⁾ ADA 第3編及び504条（第I章第3節参照）

⁽¹⁰²⁾ Hensel, *op.cit.*(95), pp.223-225; Patrick J. Wolf, “School Choice and Students with Disabilities in Milwaukee,” May 16, 2013. Education Next Website <<https://www.educationnext.org/school-choice-and-students-with-disabilities-in-milwaukee/>>

⁽¹⁰³⁾ “Schools Indicating an Intent to Participate in the Milwaukee Parental Choice Program (MPCP) – 2018-19 School.” Wisconsin Department of Public Instruction Website <https://dpi.wi.gov/sites/default/files/imce/sms/Choice/Student_Application_Webpage/mpcp_2018-19_school_list.pdf> また、古い調査になるが、バウチャー事業参加校に占める割合は、2006-2007学年度、宗教系学校が79.2%、宗教的伝統校が5.8%、非宗教学校が15.0%であった。Brian Kisida et al., *The Milwaukee Parental Choice Program: Baseline Descriptive Report on Participating Schools*, SCDP Milwaukee Evaluation Report #3, 2008, p.10. ERIC Website <<https://files.eric.ed.gov/fulltext/ED508633.pdf>>

⁽¹⁰⁴⁾ Hensel, *op.cit.*(95), p.229.

れる⁽¹⁰⁵⁾。2017年2月28日、トランプ大統領は、連邦議会上下両院合同会議において施政方針演説を行ったが、教育分野については唯一、選挙公約であった私立学校等の学校選択制度の推進に言及したのみであった⁽¹⁰⁶⁾。また、デボス連邦教育長官は、2017年1月17日の連邦議会上院での指名承認公聴会において、障害児教育を州に任せるべきである旨発言し、連邦法であるIDEAについての無理解が問題とされた経緯がある⁽¹⁰⁷⁾。

2018年は選挙の年であり、バウチャー支持の傾向のある各州の共和党議員も、穏健な有権者層からは必ずしも支持されていないバウチャー法案提出を当面は控えるとの見方も報じられていたが⁽¹⁰⁸⁾、フロリダ州では、3月、全米で初のいじめ対策としてのバウチャーが法制化された。これについて、私立学校にもいじめはあり解決にはならない等との批判はあるものの⁽¹⁰⁹⁾、選択肢が増えることは意味があろう。本稿で取り上げた障害のある子どもの教育については、そのニーズは特に多様であり、バウチャーを利用した親の多くが満足しているとも報じられるとおり、バウチャーにより私立学校に行くという選択肢の恩恵を受けている子どもが存在するのは間違いない。しかしながら、私立学校では、必ずしも特別な支援は行われておらず、公立学校であれば保障されている障害のある子どもの権利を失うことについて親は十分な情報を持っていない。予算を削られることになる公立学校での障害児教育への影響も懸念される一方で、政策の是非を議論するためのエビデンスは不足している。

翻って、日本では、「はじめに」で触れたように私立学校に在籍する特別な配慮や支援を必要とする子どもについての調査が行われたことがある。また、障害のある子どもに直接関するものではないが、国は、平成29(2017)年度からの5年間の実証事業として、私立小中学校に通う子どもがいる低所得世帯を対象に授業料を補助する就学支援を始めており、受給者は、私立学校を選択した理由等についての調査に回答することになっている。義務教育においてあえて私立学校を選ぶ家庭に支援は不要ではないかという指摘がある一方、いじめ等様々な理由で私立を選択する子どもがいると言われている⁽¹¹⁰⁾。こうした調査を通し、今後日本においても、私立学校で学ぶ子どもの多様な実態の把握が進む可能性がある。

(ろーらー みか)

⁽¹⁰⁵⁾ Alyson Klein, "Is It a Big Deal That Trump Barely Mentioned Education in State of the Union?" *Politics K-12*, January 31, 2018. Education Week's blogs

⁽¹⁰⁶⁾ "Remarks by President Trump in Joint Address to Congress," February 28, 2017. White House Website <<https://www.whitehouse.gov/the-press-office/2017/02/28/remarks-president-trump-joint-address-congress>>

⁽¹⁰⁷⁾ Emma Brown et al., "DeVos hearing creates more skepticism among civil rights advocates," *Washington Post*, January 19, 2017, p.A.9.

⁽¹⁰⁸⁾ Daarel Burnette II, "K-12 Key Topic for State Legislators," *Education Week*, Vol.37 No.17, January 17, 2018, p.24.

⁽¹⁰⁹⁾ Arianna Prothero, "Florida Extends Private-School Vouchers to Bullied Students," *Education Week*, Vol.37 No.24, March 21, 2018, pp.18-19.

⁽¹¹⁰⁾ 「私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業について」文部科学省ホームページ <http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shugaku/detail/1385578.htm>; 「私立小中補助 もっと吟味が必要だ」『朝日新聞』2016.8.31, p.14; 「私立小中学生 年10万円を補助 低所得世帯対象」『毎日新聞』2016.12.17, p.28.